

『日本の産科は世界一安全』 なのに、今！ 安全な分娩管理を受けられない 「お産難民」が50万人？

何故！？

太平洋戦争後の昭和25年、病院や診療所などの医療機関での分娩はわずか2%しかなく、ほとんどが自宅分娩でした。当時、適切な医療が受けられず年間4千人強の女性がお産で命を落としていました(妊産婦死亡率176.1:出産10万対)。また、10万人以上の赤ちゃんが胎内で、あるいは生まれてすぐに亡くなっていました(周産期死亡率46.6:出生1000対)。その後、医療は進歩しました。全国に病院や診療所ができて質の高い医療を国民すべてが受けられるようになりました。平成16年、病院や診療所などの医療機関での分娩が99%となるとお産で命を落とす女性は49人(妊産婦死亡率4.3:出産10万対)、亡くなる赤ちゃんは5,541人(周産期死亡率5.0:出産1000対)となりました。これはアメリカの7.1 イギリスの8.2を勝るものであり、日本の産科医療のレベルは世界一となっています。

『助産師って知っていますか？』

昔、自宅で出産をしていた時代には「産婆さん」が呼ばれてきました。産婆さんはお産を介助することが仕事で、産婦さんの全身管理はおろそかでした。昭和23年戦後の混乱の中、古来の産婆さんの慣習を断ち切るために、欧米にならい看護師の資格を必要とする助産師ができました。本来、分娩には医療が必要で、唯一医療行為を行うことができる資格を有する医師が管理しなければなりません。

とはいっても、当時は産婆さん中心で医師の数も医療機関も少ない時代でしたので、医師法の例外措置として、医療行為を必要としない正常な分娩についてのみ医師がいなくても助産師だけで行って違法ではない、という保健婦助産婦看護婦法(保助看法)が制定されました。昭和23年、今から58年も前のことです。従いまして今、助産師がいらない病院や診療所では分娩ができないと思っている人や報道がありますが、それは大きな誤解です。

『助産師がいなくともお産ができるってほんと？』

保助看法は、医師法の例外措置として、医療行為を必要としない正常な分娩についてだけ医師がいなくても助産師だけで行って違法ではないとする法律です。医師は正常、異常にかかわらずあらゆる分娩に対応できる知識と技能を有する専門家です。当然ですが、医療行為ができるのは医師だけです。そして、助産師、看護師、検査技師や薬剤師などのスタッフと一丸となって医療を行ってきたからこそ、現状のような世界一安全にお産ができる国になったのです。助産師がいなくとも分娩を扱ってはいけないという考えは誤りです。

『お産難民、そして医療レベルは昭和初期に』

産科医師不足、助産師養成制限から来た助産師不足等様々な理由から、産科をとりやめる施設が増えています。このままでは安全な分娩管理を提供する産科医療施設は激減し、安全な管理を受けられない「お産難民」が50万人になると試算されます。全国的に、医師の関与しない助産所分娩や自宅分娩が激増し、昭和初期の医療レベルに逆戻りする可能性が高いのです。今頑張っている産科医等を応援しませんか。安全なお産を守るために。

世界一お産の安全な国日本の産科医療を後退させていいのでしょうか。
より安全で快適なお産を目指す努力を私たち産科医は怠りません。
皆様、もう一度お産について考えてみませんか？